

渡り鳥が飛来する季節に突入！毎月の自己点検の実施と報告を！！

今年度も、飼養衛生管理者による飼養衛生管理基準の遵守状況の全国一斉点検を実施します。令和5年10月～令和6年5月までの毎月初めに、下記7項目について自己点検を実施し、その結果を家畜保健衛生所に御報告ください。

【点検項目】

- ① 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等
- ② 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用
- ③ 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等
- ④ 家きん舎に立ち入る者の手指消毒等
- ⑤ 家きん舎ごとの専用の靴の設置及び使用
- ⑥ 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕
- ⑦ ねずみ及び害虫の駆除

裏面に注意事項を記載しています



【回答方法】

メール、FAX又は電話

※1 FAXの場合は別紙の回答様式を御利用ください。

※2 メールの場合は、別紙回答様式を参考にしながら、「①〇②〇③ー」のように本文に御記載ください。

【回答期限】

10月分は**10月12日(木)まで**に御報告をお願いします。

それ以降は、**毎月10日**までに御報告ください。

早期発見・早期通報をお願いします！

○毎日、健康状態をよく観察してください。

○死亡羽数増加、産卵率低下、元気消失などの異状が見られた場合は、すぐに家畜保健衛生所に御連絡ください。

※だちょう・エミューが死亡した場合も、家畜保健衛生所に御連絡ください。



●各項目の回答時の注意事項を作成しましたので、参考にしてください。

A. 屋内で飼養している場合

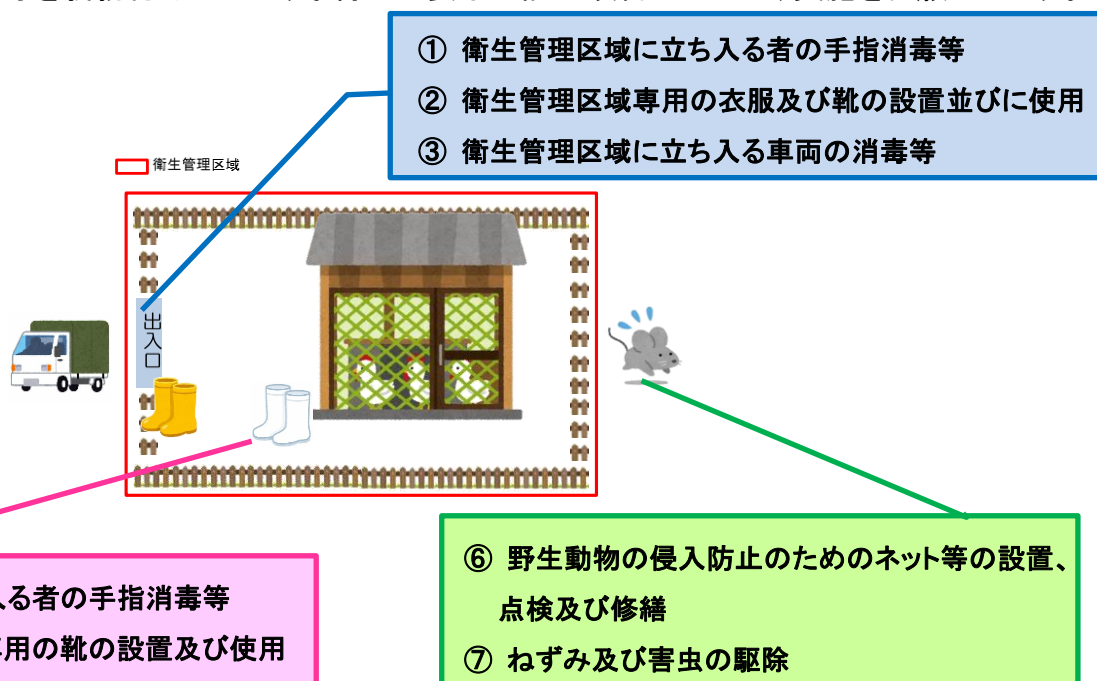
- ・ ①～③、⑤、⑥はすべて「－」
- ・ ④は家きんの世話をする前後に手洗い/消毒をしている、もしくは手袋を着用して管理している場合は「○」
- ・ ⑦は対策をしている、またはねずみや害虫が現れた場合に対策を講じる予定であれば「○」

B. 屋外(飼育小屋など)で飼養している場合

- ※ 衛生管理区域とは、畜舎・飼料の保管場所・家きんの飼養管理に用いる物品の保管場所を含めたエリアのことです。
- ・ ①④は家きんの世話をする前後に手洗い/消毒をしている、もしくは手袋を着用して管理している場合は「○」
 - ・ ②は清潔な衣服および靴を着用していれば「○」
 - ・ 野鳥に接するような場所に出かけた後は、衣服及び靴を交換または消毒してからお世話するようにしましょう。
 - ・ ③は車の進入がない、またはできない場所で飼育している場合は「－」
 - ・ ⑤は家きん舎に人が入れない構造(ペットケージ等)で飼育している場合は「－」
人が入れる構造の場合は家きん舎の入口で専用靴に履き替える、もしくはシューズカバーを着用している、または靴を消毒しているのであれば「○」
 - ・ ⑥は飼育小屋等に野生動物侵入防止のための措置をしており、適宜点検や修繕を実施していれば「○」
 - ・ ⑦は対策をしている、またはねずみや害虫が現れた場合に対策を講じる予定であれば「○」

飼養衛生管理基準とは？

家畜の所有者が守らなければならない衛生管理の基準のことです。家畜伝染病予防法では家きんを1羽以上飼育している方に遵守を義務付けています。特に重要な下記7項目について、実施をお願いします。



宛先：埼玉県川越家畜保健衛生所 家畜防疫担当

TEL：049-225-4141

FAX：049-226-9653

メール：r2541411@pref.saitama.lg.jp

住 所 (市町名) _____

氏 名 _____

飼養家さん 鶏・あひる (合鴨)・うずら・きじ・だちょう

飼養場所 屋内・屋外・その他 (_____)

【ご注意】
 点検を実施した月にご提出ください。
 (例)11月1日～9日に点検実施
 →11月分として11月10日までに提出

飼養衛生管理基準の自己点検チェック表【 ____月分】

チェック欄には、遵守していれば「○」、していなければ「×」、該当しなければ「-」を記入してください。

点検項目	チェック欄
①衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等	
②衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用	
③衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等	
④家きん舎に立ち入る者の手指消毒等	
⑤家きん舎ごとの専用の靴の設置及び使用	
⑥野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕	
⑦ねずみ及び害虫の駆除	

☆メール、FAXまたは電話にてご回答ください。

★回答締切 10月分：10月12日(木) 11～5月分：毎月10日